

第156回山梨県開発審査会

議事録

- 1 日時 : 平成28年12月19日(月) 午後2時00分～午後3時30分
- 2 場所 : 山梨県庁防災新館410会議室
- 3 出席者 : 八巻会長、河村委員、荻野委員、石井委員、清水委員
- 4 事務局 : (山梨県) 都市計画課長、総括課長補佐、まちづくり推進企画監、技術課長補佐、甲府駅南口周辺計画・開発担当職員
(中央市) 都市計画課職員
(昭和町) 都市整備課職員
- 5 次第
 - (1) 開会
 - (2) 出席確認
 - (3) 議事
 - (4) 閉会
- 6 会議に付議した事案
 - (1) 山梨県開発審査会運用の見直し(「Ⅲ-2 開発許可を受けたものの用途変更について」)について【非公開】
 - (2) 市街化調整区域における開発許可申請等【非公開】
 - ・1～2号案件
- 7 議事の概要
 - 1 山梨県開発審査会運用の見直し(「Ⅲ-2 開発許可を受けたものの用途変更」)について

会 長 では、次に山梨県開発審査会運用の見直しについて、事務局より提案があるとのことです。
 事務局より説明をお願いします。

事務局 (運用の見直し(「Ⅲ-2 開発許可を受けたものの用途変更」について))を説明)

会 長 ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見等ある方はよろしくお願
 い致します。

会 長 法第34条第14号はどのようなものになるのでしょうか。

事務局 市街化調整区域における開発許可等の運用基準1ページに記載がある開発審査
 会提案基準の中に法第34条第14号がございます。

会 長 法第43条の建築許可はどのようにして開発審査会に諮る必要があるのでしょうか。

事務局 政令第36条第3号ホの条文に「開発審査会の議を経たもの」の記載があり、法
 第43条の建築許可は開発審査会に諮る必要があります。

委 員 法第42条はもう一度、許可することになるということになるのでしょうか。

事務局 そういうことになります。

委 員 法第42条の許可基準がないので今回、見直すということでしょうか。

事務局 そういうことになります。

会 長 それでは、他にご質問、ご意見等ある方はよろしくお願
 い致します。
 それでは、無いようでございますので、ただいまの内容について、当審査会とし

て了承してよろしいでしょうか。

それでは山梨県開発審査会運用の見直しについて、開発審査会として了承することといたします。

2 市街化調整区域における開発許可申請等について

【第1号審査案件 開発許可を受けたものの用途変更】

- | | |
|-----|---|
| 会 長 | それではまず、第1号審査案件の審議を行います。
事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | それでは事務局より説明させていただきます。概要説明書の1ページをご覧ください。

<p style="text-align: center;">(概要説明書を説明)</p> 委員の皆様には、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 |
| 会 長 | ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見等ある方はよろしくお願いいたします。 |
| 委 員 | 敷地内にあります温水用ポンプスペースはどのような利用になるのでしょうか。 |
| 事務局 | 新設する施設のものではなく、既存の施設としてそのまま残ります。 |
| 委 員 | 敷地の新設する施設と既存の施設の用途の区分けはどのようになるのでしょうか。 |
| 事務局 | 開発登録簿で新設する施設の用途がどこまでになるかを記載し、既存の施設との区分けを明確にわかるようにいたします。 |
| 委 員 | 平面図を確認する限り、相談室が狭く、相談できるスペースが少ないように思えます。 |

事務局 集会室をパーティション等で仕切れるようにする予定です。

会 長 それでは、他にご質問、ご意見等ある方はよろしくお願ひ致します。
それでは、無いようでございますので、本案件を許可することを承認される委員の方は、挙手をお願いいたします。

(各委員の挙手)

それでは本案件を開発審査会として承認することといたします。

【第2号審査案件 その他の建築（法第34条第7号を準用）】

会 長 次に、第2号審査案件の審議を行います。
事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは事務局より説明させていただきます。概要説明書の10ページをご覧ください。

(概要説明書を説明)

委員の皆様には、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 ただいまの事務局からの説明について、ご質問、ご意見等ある方はよろしくお願ひ致します。

委 員 工場敷地が市街化区域と市街化調整区域に跨っているのはどうしてでしょうか？

事務局 線引きの際、敷地の北側が農政の補助整備があり、工場敷地内に水路があったため、現在の区域になっております。

会 長 申請人の所有している土地は今回の工場敷地以外にはなかったのですか。

事務局 今回の工場敷地以外に所有しておりません。

会 長 航空写真を確認する限り、今回の計画地は宅地ではないのですか。平成8年当時、市街化調整区域内に倉庫を既存宅地により建築しているということでしたが、どうして今回の増築も同様に許可できなかったのですか。

事務局 今回の計画地は平成17年1月時点、申請人が取得しましたが地目は宅地でした。その後、同年11月に雑種地に地目変更しております。そのため、既存宅地で取り扱うことができず、その他の取り扱いで、今回の開発審査会に諮ることになりました。

会 長 それでは、他にご質問、ご意見等ある方はよろしくお願ひ致します。
それでは、無いようでございますので、本案件を許可することを承認される委員の方は、挙手をお願いいたします。

(各委員の挙手)

それでは本案件を開発審査会として承認することといたします。
以上をもちまして今回予定の議事を終了させていただきます。
スムーズな議事の進行にご協力いただきありがとうございました。それでは事務局にお返しいたします。

8 その他

司 会 八巻会長、ありがとうございました。
その他として、次回の開催についてであります。今後の審議案件の状況によりますが、今のところ来年の3月を予定しております。開催日時、場所につきましては、決定次第、連絡させていただきます。

本日の審査会の、議事録署名委員に指名された、石井委員、清水委員におかれましては、後日、事務局が議事録をお持ちしますので、ご確認をよろしくお願ひいたします。

本日は、お忙しい中ご出席いただいたうえ、長時間にわたりご審議していただき、誠にありがとうございました。

9 閉会

司 会

以上をもちまして、第156回山梨県開発審査会を、終了させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。